

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱の一部を改正する訓令

白川町口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱（平成22年白川町訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>白川町家畜伝染病 _____対策本部設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）</u>に規定する<u>家畜伝染病</u>の発生予防及びまん延防止について、必要な対策を実施する白川町<u>家畜伝染病</u>対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 対策本部は、設置目的を達成するため、次の_____に掲げる事項について協議し、対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 町内での<u>家畜伝染病</u>の発生予防に関すること。</p> <p>(2) 町内における<u>家畜伝染病</u>_____の被害対策に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>白川町口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>白川町における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ</u>_____の発生予防及びまん延防止について、必要な対策を実施する白川町<u>口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ</u>対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 対策本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 町内での_____発生予防に関すること。</p> <p>(2) 町内における<u>口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ</u>の被害対策に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(対策本部)</p> <p>第3条 対策本部は、<u>白川町庁議等設置運営規則（令和7年白川町規則第14号）第1条第2号に規定する課長会議の構成員</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長並びに白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち、危機管理を所掌する課長及び家畜伝染病を所掌する課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(対策チームの設置)</p> <p>第5条 本部長は_____、専門的な検討と必要な対策を実施するため_____対策チーム_____を設置し、<u>別表第1に掲げる業務を分担させる</u>ことができる。</p> <p>2 <u>対策チームの構成及び担当業務は、本部長の指示により状況に応じて定めるものとする。</u></p> <p>(協力支援団体)</p> <p>第6条 <u>別表第2に掲げる協力支援関係団体</u>に対し、対策実施の必要に応じて協力を求める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務局は、<u>家畜伝染病を所掌する課</u>に置く。</p> <p><u>別表第1（第5条関係）</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>別表第2（第6条関係）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(対策本部)</p> <p>第3条 対策本部は、<u>本部長、副本部長及び別表1に掲げる職にあるもの（以下「本部員」という。）</u>_____をもって組織する。</p> <p>2 <u>本部長</u>_____は町長を、副本部長は副町長、<u>総務課長、農林課長</u>_____をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(対策チームの設置)</p> <p>第5条 <u>対策会議の協議事項</u>に関し、専門的な検討と必要な対策を実施するため<u>別表2による対策チーム（課等）を設置する</u>_____ことができる。</p> <p>2 <u>対策チームの設置</u>_____は、本部長の指示によ_____る。</p> <p>3 <u>対策チームの長は、各課長等が当たる。</u></p> <p>(協力支援団体)</p> <p>第6条 <u>別表3</u>に掲げる協力支援関係団体に対し、対策実施の必要に応じて協力を求める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務局は、<u>農林課</u>_____に置く。</p> <p><u>別表1（第3条関係）</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>別表2（第5条関係）</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>別表3（第6条関係）</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正前

<p>本部員</p>	<p>企画課長 町民課長 保健福祉課長 建設環境課長 会計管理者</p>
------------	--

【別記2】

改正後

対策チームが担当する業務
<p>職員の調整に関する事項            車両・物品等の確保に関する事項            予算措置に関する事項            行事・イベントの調整に関する事項            広報・報道に関する事項            住民の相談窓口に関する事項            住民の生活環境に関する事項            住民、対策従事者の健康管理に関する事項            本部庶務に関する事項            県対策本部との連絡調整に関する事項            防疫対策の調整に関する事項            処分畜の埋却場所の確保・調整に関する事項            通行制限等の交通に関する事項            重機等の必用機材の確保に関する事項            消毒ポイント等の調整に関する事項            廃棄物の収集・処分に関する事項            会計執行に関する事項            関係団体との連絡調整</p>

改正前

対策チーム（各課対応）	
担当課	業務分担
<p>総務課</p>	<p>職員の調整に関する事項            車両・物品等の確保に関する事項            予算措置に関する事項</p>

企画課	行事・イベントの調整に関する事項 広報・報道に関する事項
町民課	住民の相談窓口に関する事項 住民の生活環境に関する事項
保健福祉課	住民、対策従事者の健康管理に関する事項
農林課	本部庶務に関する事項 県対策本部との連絡調整に関する事項 防疫対策の調整に関する事項 処分畜の埋却場所の確保・調整に関する事項
建設環境課	通行制限等の交通に関する事項 重機等の必用機材の確保に関する事項 消毒ポイント等の調整に関する事項 廃棄物の収集・処分に関する事項
会計管理者	会計執行に関する事項
共通	関係団体との連絡調整